

重要**和歌山県大学生等進学給付金****令和5年度 継続申請のご案内****提出期限：令和6年1月31日（水）必着**

給付金支給後にも書類の提出をしていただく必要があります。
 全ての手続きが終了するまで、この冊子は大切に保管してください。

**提出物チェックリスト（提出前に確認してください。）****1. 「和歌山県大学生等進学給付金交付申請書（継続用）」**

用紙	両面印刷されている（裏面に同意事項が印刷されている）	<input type="checkbox"/>
	「和歌山県大学生等進学給付金交付申請書（継続用）」以外の様式は使用していない	<input type="checkbox"/>
ペン	こすると文字が消えるボールペンや鉛筆は使用していない	<input type="checkbox"/>
自署	本人が自署している	<input type="checkbox"/>
	訂正があった場合、訂正の二重線を引き、その上から正しく記載している	<input type="checkbox"/>
在籍大学等	在籍する大学等について、学科まで正確に記入している	<input type="checkbox"/>
	入学年度等を記入している	<input type="checkbox"/>
受給実績	給付金の受給年月日・金額を記入している	<input type="checkbox"/>
住所等	住所及び続柄を鮮明及び正確に記入している （空欄、「同上」及び「本人に同じ」等は認められません）	<input type="checkbox"/>
	自宅または携帯電話のいずれか、もしくは両方を鮮明に分かりやすい数字で記入している	<input type="checkbox"/>

2. 「貸与・支給等状況調査同意書」・「確約書（継続用）」

ペン	こすると文字が消えるボールペンや鉛筆は使用していない	<input type="checkbox"/>
自署	本人が自署している	<input type="checkbox"/>
	訂正があった場合、訂正の二重線を引き、その上から正しく記載している	<input type="checkbox"/>
住所	住所を鮮明及び正確に記入している（「同上」及び「申請者に同じ」等は認められません）	<input type="checkbox"/>

3. 提出書類

住民票	保護者全員分（2名分又は1名分）のもので申請日前3か月以内に発行したものである	<input type="checkbox"/>
	個人番号（マイナンバー）の記載のないもので、原本である	<input type="checkbox"/>
課税 証明書等	市町村民税課税証明書は、「令和5年度（令和4年分所得が記載）」のものである	<input type="checkbox"/>
	市町村民税課税証明書は、保護者全員分（2名分又は1名分）がある	<input type="checkbox"/>
	保護者全員分の市町村民税課税証明書には、「所得割額」欄に「0円」と記載がある （非課税である）※P2の1(1)クのa及びbを満たす場合は「0円」ではなくても可	<input type="checkbox"/>
	保護者が生活保護受給中である場合、その生活保護受給証明書は、直近のものである	<input type="checkbox"/>

★ご不明な点等がありましたら、本案内の最終面記載の『生涯学習課奨学班』までご連絡をお願いします。

**和歌山県教育委員会**

Wakayama Prefectural Board of Education

提出書類

以下の書類を揃えて、教育委員会へ提出してください。

- 和歌山県大学生等進学給付金交付申請書（継続用）**
- 貸与・支給等状況調査同意書**
- 確約書（継続用）**
- 保護者※1全員分の令和5年度（令和4年分所得）課税証明書（コピー可）**
※ 現在発行できる最新年度分の課税証明書をご用意ください。
- 保護者※1全員分の住民票（原本）（コピー不可）**
※ マイナンバーは記載不要
※ 申請日より3か月以内に発行されたもの。

（※1）「保護者」とは、本人が申請時において
成年者であるときは、以下のいずれかの者が該当します。
・父母の両方 ・同一生計の父又は母 ・父母に代わって生計を支えている者

提出期限

必着

令和6年1月31日(水) ※提出期限の厳守をお願いします。

継続申請～交付決定～在学証明書提出までの流れ

1

提出書類を揃えて提出期限までに教育委員会へ提出してください。



- ① 和歌山県大学生等進学給付金交付申請書（継続用）
- ② 貸与・支給等状況調査同意書
- ③ 確約書（継続用）
- ④ 保護者の令和5年度（令和4年分所得）課税証明書等（コピー可）
- ⑤ 保護者の方の住民票（原本、マイナンバー不要、発行日付が申請日前3か月以内のもの）

2

提出書類の受理・審査後、結果（決定・停止・廃止）※2を通知します。



- ・ 決定となった方には、結果通知後、約2週間前後で口座へ給付金が振り込まれます。
- ・ 振込日についての通知は行いません。

- （※2） **決定**：給付金が支給されます。
停止：今年度は給付金が支給されません。翌年度に継続申請を行い、支給対象であった場合は給付金が支給されます。
（例：保護者の市町村民税所得割が2年連続課税だった場合など）
廃止：今年度は給付金が支給されません。また翌年度以降の継続申請も行うことができません。（例：大学を退学した場合など）

3

大学等での進級後、「在学証明書」を提出してください。



提出期限：令和6年7月1日(月)

※ 次学年に進学したか確認するための書類のため、**令和6年4月1日以降**に発行してください。令和6年3月31日までに発行された在学証明書は**不可**となります。

同意事項について



以下の内容は「和歌山県大学生等進学給付金交付申請書（継続用）」の裏面に記載されている同意書のうち、継続申請に関係ある内容を抜粋しています。

申請書裏面の同意事項につきましては**全てお読みいただき、同意いただいた上で、継続申請を行ってください。**

1 給付金の支給に係る事項

(1) 給付金の支給対象者は、次に掲げるすべての要件を満たす者をいいます。

- ア 大学等卒業後、和歌山県内に居住する意思を有している者であること。
- イ 大学等に平成29年4月1日以降に在学する者であること。
- ウ～エ (省略)
- オ 大学等進学後も機構から第一種奨学金の貸与又は学資支給金の支給を受けている者（以下「奨学生」という。）であること。
- カ (省略)
- キ 自己が大学等進学後も保護者が和歌山県内に住所を有する予定であること。
- ク その保護者の市町村民税所得割が非課税であること。ただし、2回目以降の申請において、次のいずれにも該当する場合は、非課税とみなす。
 - a 保護者が市町村民税所得割額を課されている状態が2年間継続しない場合
 - b 保護者の市町村民税所得割（2人いる場合はその合計額）が20万円以下の場合
- ケ 給付金を受けようとする者が次のいずれの要件にも該当しないこと。
 - a 和歌山県暴力団排除条例（平成23年和歌山県条例第23号）第2条第3号の暴力団等又は同条第1号の暴力団若しくは同条第2号の暴力団員と密接な関係を有する者
 - b 禁固以上の刑に処せられ、その刑の執行を終わらない者又はその刑の執行を受けることのない者

(参考) 保護者の市町村民税所得割について



(2) 給付金の支給額は、年間60万円で、支給回数は年1回とし、連続する4年間で4回を上限とします。

例外▶

右記のような場合、連続する4年間のうち、3年目が不支給になっているため、給付できる金額は、合計で180万円（60万円×3年）です。	1年目	2年目	3年目	4年目
	給付	給付	停止	給付
	60万円	60万円	0円	60万円

(3) 受給者は、給付金を受給した年度の翌年度の6月末日までに、大学等の在学証明書を知事に届け出なければなりません。

(4) 受給者は、次の場合、速やかに県に届けなければなりません。

- ア 本人又は保護者の氏名又は住所に変更があった場合
- イ 転学、休学、退学しようとする場合
- ウ 給付金の支給を辞退する場合

アの場合は「変更届出書」を提出ください。
イやウの場合は、まずは生涯学習課へ連絡ください。

(5) 受給者が次の状態になった場合は、給付金の支給を停止します。

(支給停止となった場合、その年度内の給付金の支給は停止となりますが、翌年度の継続申請は可能です。)

- ア 休学した場合
- イ 大学等に入学後連続する4年間で和歌山県大学生等進学給付金交付要綱に規定する支給要件に該当しなくなった場合
- ウ 受給者の保護者が県外に転居した場合

2 Uターン意思確認に係る事項

- (1) 受給者はUターン意思等について、給付金の支給が終了した年度の翌年度から大学等（又はその卒業後の進学先）を卒業するまでの間、知事が別に定める日までに、Uターン意思等確認書により知事に報告しなければなりません。❶ 給付金受給を全て終了した年（大学4年生時）の10月頃に「Uターン意思等確認書」を送付予定です。
- (2) 大学等を卒業した受給者は、卒業後、速やかに知事まで大学等の卒業証明書を提出しなければなりません。

3 居住・就業状況の報告に係る事項

受給者は、大学等又は学校等の卒業日が属する年度の翌年度から4年度の間、毎年4月末日までに、その年度の4月1日現在の居住・就業状況について、居住・就業状況報告書により、次のア～ウに掲げる書類を添付し、知事に報告しなければなりません。

- ア 受給者の住民票（本籍地、筆頭者の記載有）
- イ 就業を証明する書類
- ウ その他受給者の居住・就業状況を確認するために知事が必要とする書類

4 給付金の支給決定の取消に係る事項

- (1) 受給者が次のいずれかに該当した場合は、給付金の支給決定を取り消します。取消となった場合、給付金は返還をしなければなりません。（今後の申請もできません。）

- ア 偽りその他の不正の手段により、給付金の支給を受けたことが判明した場合
- イ 「1 給付金の支給に係る事項」(3) ア～イの書類を提出しなかった場合
- ウ 給付金を受給した翌年度の4月1日現在で大学等に在学していない場合
- エ 機構へ進学届を提出せず、第一種奨学金の貸与又は学資支給金の奨学生として採用されない場合
- オ 機構の適格認定で第一種奨学金の貸与又は学資支給金の奨学生として採用されない場合
- カ 「2 Uターン意思確認に係る事項」(2) の卒業証明書、「3 居住・就業状況の報告に係る事項」ア～ウの書類を提出しない場合
- キ 大学等を中退した場合
- ク 大学等又は学校等の卒業日が属する年度の翌年度中の4月1日を起算日として1年以内に和歌山県内に居住していない場合
- ケ 大学等又は学校等の卒業日が属する年度の翌年度中の和歌山県内に居住を開始した日から起算して和歌山県内における居住期間が3年に満たない場合
- コ 和歌山県内居住中の就業（短期間労働者の雇用管理の改善等に関する法律（平成5年法律第76号）第2条に規定する短期間労働者に該当する場合を除き、所得税法（昭和44年法律第33号）第229条の規定に基づく届出書を提出して事業を営む場合を含む。以下同じ。）期間が3年に満たない場合

❶ 令和6年度において、機構の第一種奨学金の貸与又は学資支給金の奨学生として採用されない場合は、支給した給付金（直近分60万円）を一括返還いただきます。

- (2) 受給者が和歌山県内に主たる事務所を置く事業(法人、個人を問わない。)に就業し、同事業から和歌山県外における勤務を命じられたため、和歌山県外において居住及び就業している場合は、その居住及び勤務を和歌山県内における居住及び就業とみなします。

例外



例えば、和歌山県内に本社がある企業等で勤めていて、支社である東京に転勤になった場合、和歌山県外に居住していても、例外的に和歌山県内に居住していることとみなすことができます。

※ただし、和歌山県内に本社がある会社のみのため、和歌山県外に本社がある会社は対象外となります。

備考 「4 給付金の支給決定の取消に係る事項」(1)のケ・コの県内居住期間及び就業期間の計算方法については、その居住後3年間におけるそれぞれに該当する期間を通算するものとします。

3年間のうち給付金の要件を満たしている期間が分かれている場合も、要件(県内居住・県内外就業)を満たしている場合には、合算することができます。



(例) 3年間のうち間1年間(6か月以上は1年に切上げします。)のみ和歌山県外に居住した場合、和歌山県内の居住期間は2年間となります。この合算した居住期間を別表にあてはめ、返還割合を計算します。

和歌山県 1年間	県外 (6月以上~)1年	和歌山県 1年
-------------	-----------------	------------

→ 和歌山県内の居住期間は3年-1年=2年間となります。

5 給付金の返還に係る事項

- (1) 受給者は、「4 給付金の支給決定の取消に係る事項」アにより支給決定を取り消された場合は、**支給した給付金の全部又は一部**について定められた**期間内に返還**しなければなりません。
- (2) 受給者は、「4 給付金の支給決定の取消に係る事項」イ～オにより支給決定を取り消された場合は、**支給した給付金(直近のものに限る)**について定められた**期間内に返還**しなければなりません。
- (3) 受給者は、「4 給付金の支給決定の取消に係る事項」カ～クに該当した場合は、**支給した給付金の全部、ケ又はコに該当した場合は支給された給付金に別表で定める率に乗じて得た額(1,000円未満切捨て)の返還**をしなければなりません。ただし、災害、傷病その他やむを得ない事情によるものとして知事が認める場合は、この限りではありません。

(別表)

返還割合		県内居住期間		
		6月未満	6月以上3年未満	3年以上
就業期間	6月未満	100%	$\frac{2}{3} \times (3年 - 居住期間) / 3年 + \frac{1}{3} \times (3年 - 就業期間) / 3年$	$\frac{1}{3} \times (3年 - 就業期間) / 3年$
	6月以上3年未満			
	3年以上			0%

注) ①この表により算定された金額に千円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。
②期間単位は、1年とし、6月未満又は以上により、切捨て又は切上げを行う。

- 大学等卒業後1年以内に和歌山県内に居住・和歌山県内外で就業した後、3年間の間で、和歌山県外への居住や就業していない期間がある場合、別表に各期間をあてはめ返還割合を計算します。
- 受給した給付金の額に、別表で計算された返還割合を乗じた金額が返還する給付金の額となります。
- ※ 就業期間とは和歌山県内に居住している間の就業期間を指すため、和歌山県外に居住している間の就業期間は含めません。

返還例



Aさんの場合 (令和6(2024)年3月に大学に卒業)

給付金受給額
240万円



	①R6.4.1~R7.8.13		②R7.8.14~R8.2.28		③R8.3.1~R8.3.24		④R8.3.25~R9.3.31				
居住	和歌山県		長野県		和歌山県		和歌山県				
就業	A社		B社		就業なし		C社				
期間	年	R6.4.1~R7.3.31	1年	年	-	-	年	R8.3.25~R9.3.24	1年		
	月	R7.4.1~R7.7.31	4か月	月	R7.8.14~R8.2.13	6か月	月	-	-		
	日	R7.8.1~R7.8.13	13日	日	R8.2.14~R8.2.28	15日	日	R8.3.1~R8.3.24	24日	日	R9.3.25~R9.3.31



POINT 通算のルール

- 合算した期間に、12か月以上が生じたときは、12月を1年とします。
- 期間が12月未満のときは、6か月未満を切り捨て、6か月以上を切り上げて1年とします。
- 期間に30日以上が生じたときは30日を1か月とし、30日未満のときは、13日未満を切り捨て、13日以上を切り上げて1か月とします。

居住期間

県内に居住している期間の①、③、④を合算します。①+③+④ = **2年4か月44日**となりますが、通算のルールを適用すると、最終的な居住期間は**3年**となります。
(44日のうち30日を1か月に切り上げ、端数の14日のうち13日も1か月に切り上げます。その後、6か月を切り上げ3年とします。)

就業期間

就業期間の①、④を合算します。①+④ = **2年4か月20日**となりますが、通算のルールを適用すると、最終的な就業期間は**2年**となります。(20日のうち13日を1か月に切り上げると、2年5か月7日になり、5か月7日を切り捨て2年とします。)

★ Aさんの場合は、3年以上の居住となるため、別表に当てはめて $\frac{1}{3} \times (3年 - 2年) / 3年$ で計算することになります。計算すると、240万円 \times $\frac{1}{9}$ = 266,666...円となりますが、別表注①により、千円未満の端数は切り捨てされるので、**給付金の返還額は、26万6千円**となります。

各書類の書き方等

- ★ 消せるボールペン等は使わないでください。
- ★ 訂正する場合は、二重線で抹消して正しい内容を記載してください。
- ★ 修正液、修正テープは使用しないでください。

<和歌山県大学生等進学給付金交付申請書（継続用）>

別記第1号様式（その2）（第11条関係）（表）

和歌山県知事 様

和歌山県大学生等進学給付金交付申請書（継続用）

私は、返還条件付きの給付金であることを確認の上、関係書類を添えて、次のとおり継続申請します。

① 令和●年●月●日

② 申請者氏名 **奨学 太郎**
平成○年○月○日生
(申請者本人が、自署してください。)

③ 在籍大学等名 **私立 ▲▲ 大学 ▲▲** 学部 **▲▲** 学科 **▲▲**
専修学校 **▲▲** 課程 **▲▲**

入学年度 **平成●年 4月** 入学 学部等の変更の有無 **有** (有りの場合 年 月 変更)

④ 給付金の受給実績

回数	給付金を受給した年月日(※)	受給した金額
1回目	令和●年●月●日	金 60 万円
2回目	●●年●●月●●日	金 ●● 万円
3回目	●●年●●月●●日	金 ●● 万円

※通帳に入金された日を記載してください。

申請者が申請を行うこと、及び申請にあたっての同意事項(裏面参照)について内容を確認した上、同意します。

⑤

本人 (自署)	ふりがな	しょうがく たろう	性別	男	〒	640-8585	住所	和歌山県和歌山市小松原通1-1
	氏名	奨学 太郎		女	自宅	073-441-3728	携帯電話	XXX-XXXX-XXXX
保護者 (自署)	ふりがな		本人との続柄	〒			住所	
	氏名			自宅			携帯電話	
	生年月日	年 月 日生						

本人が未成年者(20歳未満)の場合には、保護者が上記のそれぞれの欄に自署してください。保護者とは、民法に定める親権者のことで、通常は両親(いづれかいないときは1人)です。後見人がある場合には、後見人が自署してください。

- ① 申請書を記載した日を記入してください。(※切日までの日付)
- ② 申請者の氏名・生年月日を自署してください。
- ③ 在籍している大学等を記入してください。
- ④ 過去に受給した給付金の受給実績を記入してください。
- ⑤ 裏面に記載している同意事項を全てお読みいただき、同意した上で、氏名・住所・生年月日・連絡先を自署してください。

同意事項

申請書の裏面に記載している同意事項は、給付金の受給に当たって重要なことを記載しています。そのため、しっかりと内容を確認してください！

<貸与・支給等状況調査同意書>

日付は、申請書と同様、記載した日を記入してください。(※切日までの日付)

別記第1号様式（その4）（第11条関係）

貸与・支給等状況調査同意書

令和●年●月●日

和歌山県知事 様

申請者 住所 **和歌山県和歌山市小松原通1-1**
(自署) 氏名 **奨学 太郎**

保護者 住所 氏名
(自署)

保護者 住所 氏名
(自署)

私は、和歌山県大学生等進学給付金交付申請に当たり、独立行政法人日本学生支援機構（独立行政法人日本学生支援機構法（平成15年法律第94号）に規定する法人）第一種奨学金の貸与又は学資支給金の支給状況（適格認定を含む。）及び、その他県知事が必要と認める事項について、独立行政法人日本学生支援機構へ照会等の調査を行うことについて同意します。

<確約書(継続用)>

別記第4号様式（その2）（第11条関係）

確 約 書（継続用）

令和●年●月●日

和歌山県知事 様

申請者 住所 **和歌山県和歌山市小松原通1-1**
(自署) 氏名 **奨学 太郎**

保護者 住所 氏名
(自署)

保護者 住所 氏名
(自署)

私は、和歌山県大学生等進学給付金の継続申請をするに当たり、次のことを確約します。

年6月末日までに大学等の在学証明書を提出すること。

なお、同日までに上記の書類を提出しなかった場合には、給付金の支給決定の取消しを受けても何ら異議の申立ては行いません。その際には、既に受給した給付金の全額又は一部を返還することを誓約します。

申請者が日本学生支援機構の第一種奨学金又は給付型奨学金を受給しているか、教育委員会が調べることに同意いただく書類になります。お読みいただき、日付・住所・氏名を自署してください。

給付金受給後、令和6年6月末日までに在学証明書を提出いただくことをお約束いただく書類です。お読みいただき、日付・住所・氏名を自署してください。

よくある質問をQAとしてまとめました。分からないことや気になっていることがある場合に、ご一読ください。読んでも不明なことや不安なことがある場合には、お気軽に生涯学習課までご相談ください。

< 継続関係 >

Q1 年度途中で給付金の支給要件に該当しなくなった場合、どのようにすればよいですか？
(例：退学等)

A1 まずは速やかに、生涯学習課までその旨をお電話ください。また、該当する旨を記載した変更届出書の提出が必要になります。なお、その事由や発生した時期などにより、給付の停止・廃止・給付決定取消となる場合があります。

Q2 保護者の所得が非課税から課税となった場合や保護者が県外へ移住した場合、どうなりますか？

A2

- **保護者が非課税から課税となった場合**
保護者が課税となった場合、課税額や過去の状況によって給付を受けられるか変わってきます。次のいずれかに該当する場合、給付金は**停止**となります。(ただし申請回数が4回未満の場合、翌年度の申請は可能)
(1) 保護者の市町村民税所得割が2年連続課税対象となった場合
(2) 保護者の市町村民税所得割額が20万円(保護者が2人の場合は合計額)を超える場合
- **保護者が県外に移住した場合**
保護者が県外へ移住した場合、給付金は**廃止**となります。(今後も申請を行えなくなります。)

Q3 給付金を受給している大学4年間のうちに保護者が離婚した場合、誰の市町村民税を確認しますか？また、保護者が死亡した場合、どうすれば良いですか？

A3 保護者が離婚をした場合、未成年時に保護者であった者であって現に生計を維持している方の市町村民税を確認します。また、父母共に死亡し不在の場合は、居住確認・市町村民税所得割の確認は不要となります。

Q4 休学や留年した場合も給付金は受給できますか？

A4

- **休学の場合**：原則、休学した場合、給付金は**停止**となります。
※ 留学による休学の場合には、(独)日本学生支援機構の給付型奨学金または第一種奨学金の継続状況によって判断します。休学する場合、まずは速やかに生涯学習課までお電話ください。
- **留年の場合**：(独)日本学生支援機構の給付型奨学金・第一種奨学金が廃止となった場合は給付金も廃止となります。留年した場合も、速やかに生涯学習課までお電話ください。

Q5 他の大学等へ転入学した場合は、給付金を受給できますか？また同一大学内で転籍・転部・転科した場合は、給付金を受給できますか？

A5 (独)日本学生支援機構の給付型奨学金・第一種奨学金の支給・貸与継続が認められる場合、給付金も受給可能となります。

Q6 現在通学している大学を退学して他の大学に編入学した場合、給付金は受給できますか？

A6 給付金は廃止となり継続申請は行えません。また退学した時期により、給付決定取消となることがあります。

Q7 給付金の受給を1回休むことはできますか？

A7 1回だけ給付金の受給を休む、といった行為はできません。給付金の受給を辞退することは可能ですが、辞退すると廃止となり、以降の受給ができなくなります。

< 返還関係 >

Q1 給付の条件であるUターン条件とは？

A1 大学等卒業後、1年以内に県内居住し、3年以上就業していることが必要です。なお、和歌山に本社がある企業等に就職したものの、配置先により県外居住となる場合、その期間は県内居住とみなします。

Q2 大学等卒業後、県外で居住・就業することになった場合はどうなりますか？

A2 和歌山県内での居住および和歌山県内外で就業の要件を満たさない場合は、受給した給付金の全額を返還していただきます。

Q3 和歌山県内での居住や就業期間が3年未満の場合、返還金額はどのように計算しますか？

A3 P4に記載している<別表>にあてはめて返還していただく金額を計算します。同じくP4に記載している返還例をご参考ください。

Q4 大学を卒業しませんでした。Uターン条件である和歌山県内への居住・和歌山県内外での就業は満たしました。給付金の返還はどうなりますか？

A4 大学等を卒業しなかった場合、受給した給付金は全額返還していただくことになります。

Q5 休学や留年、また大学卒業後に大学院への進学により、4年で卒業しません。その場合、Uターン条件の確認はどのように行いますか？

A5 在学中はUターン条件の確認は保留となり、大学等卒業後からUターン条件の確認を行います。ただし、在学中であっても、状況を報告していただく必要がありますので、毎年4月頃に送付する「居住状況報告書」を提出してください。

(参考) 4年で卒業しないことを報告していただくタイミング

- 休学や留年する場合 : P6のQ4に記載のとおり、まずは、休学や留年が分かった時点で生涯学習課にお電話ください。
- 大学院に進学する場合 : 給付金受給を全て終了した年の翌年(大学4年生時)の10月頃に、Uターンの意思等を確認するための「Uターン意思等確認書」を送付しますので、その旨を記入し提出してください。

Q6 返還は一括ですか？ 分割返還は可能ですか？

A6 原則は、一括返還となります。なお、返還が困難な際は、一定の要件を満たした場合、受給回数を年に換算し最大5倍以内の月賦均等払いが可能です。



よく質問のある点について
P2、P4の同意事項の
抜粋部分にも
補足を記載しているので
参考にしてね！

(参考)

受給回数	受給額	返還年数	返還回数
1回	60万円	5年以内	60回以内
2回	120万円	10年以内	120回以内
3回	180万円	15年以内	180回以内
4回	240万円	20年以内	240回以内

和歌山県 生涯学習課



和歌山県教育庁 生涯学習局 生涯学習課 奨学班

〒640-8585 和歌山県和歌山市小松原通1丁目1-1

➤TEL : (073) 441-3758

➤MAIL : e5006002@pref.wakayama.lg.jp

<https://www.pref.wakayama.lg.jp/prefg/500600/d00153480.html>